



荒尾市告示第 6 9 号

荒尾市大学生等支援給付金支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 1 7 日

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市大学生等支援給付金支給事業実施  
要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、就学及び生活に影響を受ける大学生等への支援を行うため、市が予算の範囲内で支給する荒尾市大学生等支援給付金（以下「給付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。ただし、高等学校にあつては修業年限が 2 年以上の専攻科とし、専修学校にあつては専門課程又は修業年限が 2 年以上の一般課程とし、各種学校にあつて

は修業年限が2年以上の課程に限るものとする。

(2) 大学生等 大学等に在籍する者をいう。ただし、高等専門学校にあっては第4学年以上に在籍する者とし、専修学校の一般課程及び各種学校にあっては令和3年4月1日時点で18歳以上の者に限るものとする。

(3) 保護者 大学生等と生計を一にする親族をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 荒尾市に所在する小学校、中学校又は高等学校を卒業した者であること。

(2) 申請日において大学等に在籍し、かつ、在学を証明できる大学生等であること。

(3) 保護者が、令和3年4月1日現在において荒尾市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、支給対象者1人につき3万円とし、1人1回限り支給する。

(支給申請)

第5条 支給対象者のうち、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、荒尾市大学生等支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年6月1日以後に発行された申請者の在学証明書（原本）

- (2) 申請者の健康保険証の写し
- (3) 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等）
- (4) 給付金の振込先が確認できる申請者名義の通帳等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（申請の期間）

第6条 給付金の申請の期間は、令和3年6月1日から同年9月30日までとする。

- 2 前条の規定による給付金の申請が郵送で行われた場合は、申請期間の末日までの消印があるものを有効とする。

（給付金の支給決定）

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受け取ったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給を決定したときは荒尾市大学生等支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により、給付金を支給しないことを決定したときは荒尾市大学生等支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、当該申請者が指定した口座へ振込みによって支給するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による給付金の支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等により給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認に努めたにもかかわらず申請後30日以内に申請書の補正等が行われなときは、当該申請は

取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、申請を行った大学生等が偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたときは、給付金の支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定による支給決定の取消しを行ったときは、荒尾市大学生等支援給付金支給決定取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、荒尾市大学生等支援給付金返還命令書(様式第5号)により、給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定による支給決定の取消し及び第10条の規定による給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。